

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 9 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380128

研究課題名(和文) 事業再生における担保手段の効力の差別化 担保法の機能主義と形式主義の視点から

研究課題名(英文) The Differentiation of Security Devices Under the Restructuring Process

研究代表者

小山 泰史 (KOYAMA, Yasushi)

上智大学・法学研究科・教授

研究者番号：00278756

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：3年間の研究期間において、論文を4本、書評を1本公表することができた。公表論文の内訳は、外国法(主としてニュージーランド及びイングランド法)に関する分析について2本、日本法の流動集合債権譲渡担保に関する発展の理論史が1本、流動動産・債権担保金融における担保設定者の担保価値維持義務に関するものが1本である。これらの研究成果により、担保権者は、法的な規制の枠組みを避けるために2つの概念のよいところを選択して利用することが可能であることを明らかにした。

ただ、校務の多忙さが増す一方で、この研究課題に割く時間の絶対量が不足がちになり、大学の校務と研究のバランスをいかにとるかが課題として残された。

研究成果の概要(英文)：This research project has tried to reveal utility of the concepts of legal functionalism and formalism on secured transactions under restructuring process. Totally the four articles and one book review could be publicized between this three years' research period. In detail, two of the articles are related to the comparative laws, especially on the law of secured transactions under England and New Zealand. The rests discuss the Japanese law; one examines the total history on the Japanese accounts receivable financing. The other considers the relationship between the infringement of security interests and the duty of security provider to maintain a hypothec value. Above the achievements show secured parties can make use of two concepts in their favor depending on the situations to pass through a variety of legal regulations.

研究分野：民法

キーワード：形式主義 機能主義 担保価値維持義務 担保価値維持請求権 流動動産担保 流動債権担保 譲渡担保

1. 研究開始当初の背景

筆者は、これまで主として英米法を比較法の対象として、流動資産担保金融 (asset-based lending, ABL) の研究を行ってきた。平成 18 - 20 年度科学研究費基盤研究 (C) 18530073 「キャッシュフロー・ファイナンスにおける利益調整規範の研究 (担保法と信託法の視点から)」において、担保設定者の担保目的財産の処分権限について包括的な検討を行った (その成果として、拙著『流動資産担保論』(成文堂・2009 年))。また、平成 22 - 24 年度科学研究費基盤研究 (C) 22530097 「事業再生におけるキャッシュフロー・ファイナンスの役割の検討」においては、いったん倒産の危機に瀕した債務者の事業再生の局面において、売掛債権や在庫商品等のキャッシュフロー (事業収益) を目的財産とする融資手段を利用している融資債権者をどのように処遇し、債務者の事業再生の道筋をつけていくかの検討を試みた。それらの検討の過程で、既存の担保手段を「担保権」(security interest) 概念に収斂させたアメリカ統一商事法典 (Uniform Commercial Code=UCC) 第 9 編やカナダやニュージーランドの PPSA

(Personal Property Security Act, PPSA) の考察を行い、事業再生の局面での担保権者と他の債権者の利害関係調整のスキームの構築を試みた。

他方、従来、日本法では、特に譲渡担保を中心として「担保的構成」と「所有権的構成」と呼ばれる法律構成の対立が続いてきた。この点、判例は、一方で譲渡担保権者に外形上所有権が移転することを前提として、この者に所有権に基づく請求を認めながら、同時に担保の実質に即した判断 (例、被担保債権額を超える価値につき清算義務を担保権者に課す等) を示した。また、近時は、所有権留保においても譲渡担保と同様、「弁済期の到来により留保所有権者は完全な処分権を取得する」との法律構成 (「弁済期到来時ルール」) を前提とする判決も現れている (最判平成 21 年 3 月 10 日民集 63 巻 3 号 385 頁)。

そこで、新たな研究の方向として、これまでの検討を踏まえて、

2. 研究の目的

「資金調達のために担保目的で利用される手段は、できる限り同じルール・規律に服すべきである」との考え方を、(担保法における) 「機能主義」(functionalism) と呼ぶ。これに対し、「選択された法形式が異なる以上、たとえ同じ経済的目的 (資金調達) を有したとしても異なる規律に服すると解すべきである」という考え方を、(担保法における) 「形式主義」(formalism) と呼ぶ。

債務者の事業再生の局面において、従前選択された担保手段、例えば所有権留保は、機能主義の立場からは、事業再生という目的を阻害しない範囲で担保権としての処遇を受ける

べきであるとの方向に向かうのに対して、形式主義からは、所有権者として物件の取戻しを認める方向に作用するであろうが、事業再生を害する場合にはその取戻しを認めないという判断に至るとも考えられる。また、企業の資金調達 (事業ファイナンス) の手段として用いられる担保手段 (特に物的担保) については、「担保権」として法的に構成されるものと、実質的に担保として機能しながら担保としての形式を取らないもの (担保目的のリース契約等) とが存在する。

本研究「事業再生における担保手段の効力の差別化 機能主義と形式主義の視点から」は、特に事業再生の局面において、債務者の倒産以前に選択された「担保手段」が事業再生との関連でどのような地位を与えられるべきか、またその効力に差異を設けるとして、担保手段の形式の選択の違いがその差異を正当化し得る根拠となるのか、また清算手続と事業再生手続におけるこれらの差異等を検討することを目指した。その際、債権者が債務者にファイナンスを得させようとした利害関係者の意思決定、すなわち担保手段の方式の選択が、清算段階や特に事業再生ファイナンスの局面においてどこまで尊重されるべきなのか、否、元々尊重する必要がなく、債務者の再生という公益的目的の下では、再生を阻害しないように制約を課し、担保機能の純化 (機能主義) や所有権という形式の強調 (形式主義) さえ抑制されるべきなのか等の検討を試みることを企図した。

3. 研究の方法

英米法圏に目を転じると、州法である統一商事法典 (Uniform Commercial Code, UCC) 第 9 編はおよびそれを継受したカナダ等の Personal Property Security Act (PPSA) は、売主所有権留保と第三者与信型所有権留保を同じ規律に服せしめ、また担保目的のリースも原則としてそれらの規律を及ぼそうとし、担保目的でない真正のリースにさえ、与信公示書の登録等の要件を課そうとする。しかし、その母法であるイングランド法においては、UCC 第 9 編型の立法を採用すべきとの数度の勧告にもかかわらず、その採用を拒絶し、所有権留保を登録の対象とするにも至っていない。いわば「所有権が売主に留保される」という形式を貫いて、留保買主の倒産時においても取戻しを認めて強い効力を与えている。

そこで、アメリカ法及びカナダ法を継受してイングランド法型の担保制度を修正したニュージーランドの新たな立法動向を検討し (後掲 [図書])、同時にアメリカ型へと舵を切ることを頑なに拒むイングランド法についても検討を行った (後掲 [図書])。

以上の比較法的検討に加えて、日本法については、「譲渡」という形式により、権利の完全な移転を生ずる債権譲渡について、その「担保」としての実質を改めて、1960 年代から 2010 年代までの裁判例や実務を論ずる座

談会、さらに新たな立法等を通時的に検討することとした(後掲論文)。また、将来債権の譲渡担保についての若手研究者の注目されるべき研究の評価も、その検討には資するものである(後掲〔雑誌論文〕)。

他方、所有権の移転という「形式」を履践しながら、担保としての実質を目指した法理構成が取られる流動動産の譲渡担保と、あくまで「譲渡による」完全な権利の移転という態様を採る流動(集合)債権譲渡担保にあって、それらの「担保権の侵害」はどのように観念されるのか。特に、両者が併用される場合に、その「侵害」を考察することは、担保の実質(機能主義)とその形式の乖離(形式主義)の調整をどのように考えるべきかという検討に有益であると考えられる(後掲〔雑誌論文〕)。

4. 研究成果

主な研究成果としては、書評1本と論説4本を公表することができた。

〔図書〕においては、イングランドにおいては早くからアメリカ法UCC第9編に対する関心が高く、1971年のCrowtherレポート以降、数度にわたってUCC第9編型の立法を採用すべきとの勧告が出されていた。にもかかわらず、2004年から2005年にかけて出された意見書を最後に、UCC第9編型立法の採用は見送られたままである。その立法提案の挫折の理由は、新たな對抗要件制度を導入する際のコスト負担や、イングランド法の金融実務家や研究者からは、UCC第9編型立法の採用する登録制度に対して懐疑的な見方が多く、イングランドの旧来の制度の方が選りすぐれているとの保守的な見解が強いこと、所有権留保に相当する淳担保手段には、登録なしに非常に強い効力が認められており、新たな對抗要件制度ではそのメリットが減殺されてしまうこと、加えて、ロンドン金融街のシティ所属の弁護士たちが既得権益を奪われかねないとの懸念を抱き、新制度の導入に消極的であったこと等を明らかにした。

他方、〔図書〕では、以下の点を明らかにした。すなわち、旧英連邦の宗主国とは対照的に、ニュージーランドにおいては、隣国のオーストラリアがアメリカ法UCC第9編型の立法をカナダ法PPSAをモデルとして採用する動きに応じて、早くから研究に取り組んできた。結果として、オーストラリアのPPSA採用が2009年になったのに比べ、1999年に立法化を実現して、その後の諸外国への拡散のきっかけとなった。

他方、〔図書〕においては、日本法の流動集合債権譲渡担保に関する理論的な展開の系譜をたどり、その議論の変遷を通史的にトレースすることを試みた。既に、民法制定後生から1978年、および、1978年から1989年にかけて池田真朗教授によるすぐれた通史的な研究があるため、主たる検討対象は

1989年から1998年まで(第3期)、1999年から2004年まで(第4期)、そして2005年から2014年まで(第5期)とした。将来債権の譲渡の法理が著しい発展を見せたのは、第4期の最判平成11年(2000年)1月29日からであった。将来発生する債権の譲渡の有効性の判断基準や、公序良俗違反性の検討を経て、最高裁は、いわゆる本契約型の債権譲渡担保に実務を誘導しようとした(最判平成13年11月22日)。しかし、実務で最もネックとなっていたのは債権譲渡の對抗要件具備であり、動産・債権譲渡特例法が、第三者對抗要件と債務者對抗要件を分離したことによって、一気に実務での普及が進んだことを明らかにした。

また、〔雑誌論文〕では、動産、債権の包括的な担保化について、債務者・担保設定者、債権者・担保権者、債務者の他の債権者などの利害関係人の利益の競合とその調整という観点で、論点を整理して、法律関係分析・検討して、解釈論、立法論を提示することが期待されている粒度動産・債権譲渡担保について、その「担保権の侵害」について検討した。従来、この種の担保手段については、「どのような態様で」、「誰によって」、「どのような内容で」侵害が生じるのかについてさえ、十分な検討はなされてこなかった。そこで、この種の担保手段については、設定者による「担保価値の補充の懈怠」(担保価値維持義務の懈怠)という態様で担保権の侵害が生じ得ることに鑑みれば、「担保権の侵害」と、設定者の担保目的財産の処分権とを、関連づけて論じるべきであることを明らかにした。

以上、全体として、ある程度の研究成果を挙げることができたと自己評価をすることができる。しかし、研究の年度途中から法科大学院の教務担当主任としての業務が多忙となり、なかなか当初の研究計画通りの進捗が示せなかったことは大いに反省すべきである。また、2016年度途中から、下級審裁判例で争点となった論点として、自動車の所有権留保売買につき、販売会社から目的物の所有権を譲り受けた審判会社が、買主について倒産手続が開始された場合に、登録名義を販売会社に残したまま、別除権を主張するという事例が複数現れた(例、札幌地判平成28年5月30日ほか)。この問題は、本来は本研究で扱うべきテーマではあったが、最終年度の後半で多くの論稿が公表されたため、最終年度の研究で取り上げることができなかった。この点も、残された課題といえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

小山泰史「流動動産・債権担保における『担保権の侵害』と設定者の処分権—担保設定者の担保価値維持義務の視点から—」立命館法学2015年5・6号合併号(363・364)

号)立命館大学法学会(2016年)1507~1530
頁(査読なし)

小山泰史「(書評)和田勝行『将来債権譲
渡担保と倒産手続』(民法学のあゆみ)法律
時報 87 巻 5 号(2015年)122~127 頁(査
読なし)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計3件)

小山泰史「イングランド法における UCC
第9編型立法採用の動向」池田真朗=中島
弘雅=森田修編『動産債権担保 比較法の
マトリクス』(商事法務・2015年)503~520
頁

小山泰史「ニュージーランド PPSA1999
年法について」池田真朗=中島弘雅=森田
修編『動産債権担保 比較法のマトリクス』
(商事法務・2015年)521~532 頁

小山泰史「民法学史・流動(集合)債権
譲渡担保」平井一雄=清水元編『日本民法
学史(続編)』(信山社・2015年)217~255
頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小山 泰史(KOYAMA, Yasushi)
上智大学法学研究科法曹養成専攻教授
研究者番号：00278756

(2) 研究分担者

(なし)

研究者番号：

(3) 連携研究者

(なし)

研究者番号：

(4) 研究協力者

(なし)